第六項	
第六項第一号	次に掲げる事項
第六項第一号イ(1)	法第八十二条の三第二項第一号イ(1)
第六項第一号イ(2)	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)
第六項第一号ロ(2)	法第八十二条の三第二項第四号
第六項第一号ハ	の法第八十二条の三第二項第一号
第六項第一号ハ(1)	法第八十二条の三第二項第一号イ(1)
第六項第一号ハ(2)	法第八十二条の三第二項第一号イ(3)
第六項第一号ハ(3)	法第八十二条の三第二項第一号ロ
第六項第一号ハ(4)	法第八十二条の三第二項第一号ニ
第六項第一号ニ	の法第八十二条の三第二項第四号
第六項第一号ニ(1)	法第八十二条の三第二項第四号イ(1)
第六項第一号ニ(2)	法第八十二条の三第二項第四号イ(2)
第六項第一号ニ(3)	法第八十二条の三第二項第四号ロ
第六項第一号ニ(4)	法第八十二条の三第二項第四号ニ
第六項第一号ホ	（法第八十二条の三第一項
第六項第一号ホ(1)	法第八十二条の三第一項
第六項第一号ホ(2)	法第八十二条の三第一項第一号イ
第六項第二号	及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の計算
第六項第四号	法第百五十条の三第一項
第六項第四号イ	令第二百十四条第三項第二号
	同条第三項
	同条第一項

法第百五十条の三第一項第一号ロ	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項第一号ロ
次の各号	第一号、第二号又は第四号
当該各号	これらの号
）　次に掲げる事項	）　イからホまで及びトに掲げる事項
法第八十二条の三第二項第一号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(1)
法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
法第八十二条の三第二項第四号	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号
の法第八十二条の三第二項第一号	の旧法人税法第八十二条の二第二項第一号
法第八十二条の三第二項第一号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(1)
法第八十二条の三第二項第一号イ(3)	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号イ(3)
法第八十二条の三第二項第一号ロ	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号ロ
法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
法第八十二条の三第二項第一号ニ	旧法人税法第八十二条の二第二項第一号ニ
の法第八十二条の三第二項第四号	の旧法人税法第八十二条の二第二項第四号
法第八十二条の三第二項第四号イ(1)	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号イ(1)
法第八十二条の三第二項第四号イ(2)	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号イ(2)
法第八十二条の三第二項第四号ロ	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号ロ
法第八十二条の三第二項第六号ハ	旧法人税法第八十二条の二第二項第六号ハ
法第八十二条の三第二項第四号ニ	旧法人税法第八十二条の二第二項第四号ニ
（法第八十二条の三第一項	（旧法人税法第八十二条の二第一項
法第八十二条の三第一項	旧法人税法第八十二条の二第一項
法第八十二条の三第一項第一号イ	旧法人税法第八十二条の二第一項第一号イ
及び国際最低課税残余額（法第八十二条の十一第一項又は第百四十五条の二第一項（国際最低課税残余額）に規定する国際最低課税残余額をいう。次号において同じ。）の計算	の計算
法第百五十条の三第一項	改正法附則第十六条第一項の規定により読み替えられた法第百五十条の三第一項
同条第三項	第百五十条の三第三項
同条第一項	第百五十条の三第一項
	法人税法施行令及び法人税法施行令等の一部を改正する政令の一部を改正する政令（令和八年政令第九十四号。第八項及び第九項において「改正令」という。）附則第九条第一項（特定多国籍企業グループ等に係る報告事項等の提供に関する経過措置）の規定により読み替えられた令第二百十四条第三項第二号